

## 福井大学における研究活動の不正行為疑いに係る調査結果報告書

### 1. 調査に至る経緯

令和4年1月31日、他大学から「研究活動上の不正行為に関する申立て」が本学に回付された。

申立ての内容は、福井大学 教授らの研究チームによる論文投稿時の査読審査において「査読不正」が行われた疑いがあるとの告発であった。

本学は告発を受け、査読不正は特定不正行為（論文の捏造、改ざん、盗用）に当たらないが、研究活動上の不適切な行為であり、告発された行為が事実であるか、また事実の場合、その行為が科学者に求められる行動規範及び社会通念に照らし、研究者倫理から逸脱したものか、について調査を行うことが必要であると判断し、外部委員を含む調査委員会を設置し、調査を開始した。

### 2. 調査

#### (1) 調査体制

名称：福井大学研究活動における不正行為疑いに係る調査委員会（令和4年2月2日設置）

##### 調査委員会委員 4名

(学内委員)

末 信一郎 理事（研究、産学・社会連携担当）（委員長）

深澤 有吾 医学系部門 教授

沖 昌也 工学系部門 教授

(学外委員)

金井 亨 金井法律事務所 弁護士

名称：福井大学研究活動における不正行為疑いに係る特別調査委員会（令和4年10月4日設置）…更なる検証を深めるため、新たに2名の学外委員を増強し、継続して調査を実施

##### 特別調査委員会委員 6名

(学内委員)

末 信一郎 理事（研究、産学・社会連携担当）（委員長）

深澤 有吾 医学系部門 教授

沖 昌也 工学系部門 教授

(学外委員)

金井 亨 金井法律事務所 弁護士

木元 久 福井県立大学生物資源学部 教授

高島 正信 福井工業大学工学部 教授

#### (2) 調査期間

令和4年2月17日～令和4年11月18日

#### (3) 調査対象者

〈被告発者〉

福井大学 教授（以下「被告発者」という。）

〈共著者〉

福井大学 教員（以下「共著者A」という。）  
福井大学 教員（以下「共著者B」という。）  
元 福井大学 教員（以下「共著者C」という。）

〈査読者〉

千葉大学 教授（以下「査読者D」という。）  
元 金沢大学 教授（以下「査読者E」という。）  
元 浜松医科大学 教授（以下「査読者F」という。）

#### （4）調査方法・手順

被告発者に対し、本学の採用（平成23年6月）から現在（提出日：令和4年4月21日）までに発表した全ての査読審査付き論文のリスト（計73編、内責任著者41編）の提出を求めた。また、ヒアリング等の調書自体は公にしない条件の下、被告発者に対してはヒアリング及び関係資料の提出を複数回、共著者A、B、C及び査読者D、E、Fに対してはヒアリング及び関係資料の提出を求めた。

さらに、申立てで指摘された2編の論文（論文1と論文2）については、出版社（Wiley 及び Elsevier）へも質問状を送付し、出版社における調査結果と論文撤回判断に関する文書による回答を徴取した。

本行為の事実確認は、査読者からの査読コメント案作成依頼メール、被告発者の指示により共著者A、Cが作成した査読コメント案及び回答メール、被告発者が査読者に送付した査読コメント案及び回答メール、出版社から実際に送付された査読コメントを突き合わせることによって実施した。

これにより、申立てに含まれた論文2編（論文1と論文2）に、新たに4編（論文3から論文6）を加えた論文計6編を調査対象論文とした。

### 3. 調査結果

#### （1）認定した行為の種別

査読審査プロセスにおける不適切な行為（査読操作）

査読者からの査読コメント案の作成依頼に基づき、査読コメント案を作成し、査読者に提供したこと。

#### （2）不適切な行為を行ったと認定した研究者

福井大学 教授 被告発者  
福井大学 教員 共著者A  
元 福井大学 教員 共著者C

本学の規則等に規定する特定不正行為の場合には、「特定不正行為に関与した者の氏名・所属」を公表することになっているが、本行為は不適切な行為として認定したため、氏名・所属は公表しない。

#### （3）当該論文の共著者の関与について

共著者A、Cは、被告発者の指示に従い査読コメント案を作成し、被告発者に回答しており、査読操作に関与した事実が認められた。

共著者Bは、被告発者からコメント案作成指示を受けたが、査読コメント案は回答していなかったことから、査読操作への関与を示す事実はなかった。

共著者A、B、C以外の大学院学生を含むその他の共著者については、被告発者からの査読コメント案の作成指示を受けたことを示す証拠は無く、回答の事実も認められず、査読操作への関与を示す事実はなかった。

#### (4) 不適切な行為の具体的な内容及び結論

調査対象論文6編の全てで、被告発者は、査読者からの査読コメント案の作成依頼に基づき査読コメント案を査読者に提供した。また、査読者は提供された査読コメント案を利用し出版社へ提出していた。

査読者Dとの間で査読審査プロセスにおける不適切な行為(査読操作)が行われた論文は、論文1、2、3、4、5の合計5編であった。

査読者Eとの間で査読審査プロセスにおける不適切な行為(査読操作)が行われた論文は、論文5の1編であった。

査読者Fとの間で査読審査プロセスにおける不適切な行為(査読操作)が行われた論文は、論文6の1編であった。

申立てで指摘された2編の論文(論文1と論文2)については、出版元であるWiley及びElsevierにより当該論文の査読操作の事実が確認されたことから、論文撤回の決定がなされ、その通知が福井大学及び被告発者宛にされた。なお、論文2については、国際出版倫理委員会(COPE)からの提案に基づき、論文の自主撤回が出版社から被告発者に提案されたが、被告発者からの返答が無いことを受け、出版社による撤回が決定された。

なお、査読操作に関して被告発者からの働きかけや計画性は認められず、また、研究データの改ざん等が行われたわけではなく、研究成果を歪めるものではなかった。

これらの事実確認の結果、被告発者は6編の調査対象論文の査読審査プロセスにおいて、査読者からの査読コメント案の作成依頼に基づき査読コメント案を提供しており、この行為は、科学者に求められる行動規範及び社会通念に照らし、研究者倫理から逸脱した行為であり、査読審査プロセスにおける不適切な行為(査読操作)であると判断した。

共著者Aは論文1、2において、被告発者の指示を受け、査読コメント案を作成し回答したが、研究倫理上の問題があるとの認識は乏しく、指示内容の不当性を深く考慮していなかった。共著者Cは論文1、3、4、5において、被告発者の指示を受け、査読コメント案を作成し回答したが、研究倫理上の問題があるとの認識はあったが教授からの指示で拒否することが困難と判断し従った。両者の認識は異なっているが、両者共に査読者とのコンタクトは一切取っておらず、主体的な関与を示す事実はなかった。よって、この行為は科学者に求められる行動規範及び社会通念に照らし、研究者倫理から逸脱した行為であり、査読審査プロセスにおける不適切な行為(査読操作)であるが、その程度が甚だしいとは言い切れないと判断した。

#### 4. 調査結果を踏まえた措置等

査読審査プロセスにおける不適切な行為(査読操作)が認められた論文3・4・5・6については、被告発者に対して論文取下げを行うよう勧告した。

なお、処分については、今後、本学規則により学内で検討を行うこととしている。

## 5. 発生要因

査読者は、査読者であることを秘匿し、自身の知識と経験に基づいて査読コメントを作成するという「科学研究活動における査読者としての原則」を守らず、査読コメント案の作成を被告発者に依頼したこと。

被告発者は、査読者からの査読コメント案作成依頼の不当性を深く考慮せずに受諾し、共著者A、B、Cに査読コメント案の作成を指示し、作成された査読コメント案を査読者に送付したこと。この過程で指示を受けた共著者Aは、指示内容の不当性を深く考慮せず査読コメント案を被告発者に回答し、また、共著者Cは、査読コメント案作成について研究倫理上問題があると認識したが、教授からの指示で拒否することが困難な状況下で査読コメント案を被告発者に回答したこと。

査読者は、提供された査読コメント案の全部、或いは一部を自身の査読コメントとして出版社に送付したこと。

これら一連の行為は、学術研究における査読審査制度の役割と研究者としてわきまえるべき基本的な研究倫理に対する認識が不足しており、その結果守るべきルールを軽視したことを示すものであり、これが発生の要因であると判断した。

## 6. 再発防止策

- ①学内の諸会議の機会を利用して、国際出版倫理委員会（COPE）が公開している査読審査に係る研究倫理に関する資料を配付し、正しい査読審査プロセス及び不適切な査読審査時の出版社の対応とその影響を含めた査読審査ルールの更なる理解・浸透を図る。
- ②教職員に対する啓発を図るため、近年発生した具体的事例を取り上げた資料に基づき、注意を促す。その中で、本事案で確認された査読審査プロセスにおける不適切な行為（査読操作）の経緯、当該研究者に対する処分、及び関係者が被る具体的な被害について、個人情報保護に配慮したうえで開示し、研究倫理教育に活用する。
- ③新規採用の研究者は、着任後1ヶ月以内に本学が指定する e-Learning による研究倫理教育を受講することを徹底する。
- ④教職員に対する e-Learning による研究倫理教育の受講率 100%となるよう、受講が確認できない対象者については、速やかに受講させるよう周知・徹底する。